

賃金規程

令和元年10月 1日制定



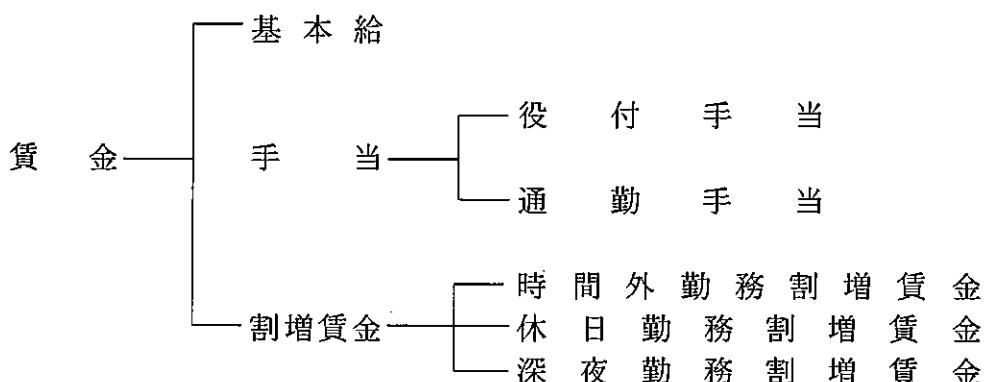
賃金規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、就業規則第18条に基づき、スタッフの賃金等について定めたものである。ただし、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事するスタッフについて、そのスタッフに適用する特別の定めをした場合は、その定めによる。

(賃金の構成)

第2条 賃金の構成は次のとおりとする。



(賃金締切日および支払日)

第3条 賃金は、月の初日から起算し、月の末日に締切って計算し翌月20日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合はスタッフ（スタッフが死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) スタッフの死亡、退職又は解雇の場合
- (2) スタッフ又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、又はスタッフの収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とする場合
- (3) スタッフ又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷する場合

(賃金の計算方法)

第 4 条 遅刻、早退又は欠勤などにより、所定勤務時間の全部又は一部を休業した場合は、その休業した時間に対応する基本給を支給しない。ただし、この規程又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

2. 前項の場合において、休業した時間の計算は当該賃金締切期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。
3. 一賃金締切期間における賃金の総額に10円未満の端数を生じた場合は、これを10円に切り上げるものとする。
4. 賃金締切期間の中途中に入社又は退職したスタッフに対する当該締切期間の賃金は、日割りで計算して支給するものとする。

(賃金の支払方法)

第 5 条 スタッフの過半数を代表する者との協定により、スタッフが希望した場合は、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込みことにより賃金を支払うものとする。振込みは、所定賃金支払日の午前10時までに払出しができるよう措置するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税（市町村民税および都道府県民税）
 - (3) 厚生年金保険料
 - (4) 健康保険料
 - (5) 雇用保険料
 - (6) その他必要と認められるものでスタッフ代表と協定したもの

(基　本　給)

第 6 条 基本給は、日給月給制および時間給制とし、本人の能力、経験、技能および作業内容などを勘案して別表により各人ごとに決定する。

(昇　　給)

第 7 条 昇給は、基本給について行うものとし、原則として毎年4月に技能、勤務成績が良好なスタッフについて行う。ただし、当センターの業績などをも勘案してこれが困難な場合は昇給を行わないことがある。

(時間外勤務割増賃金、休日勤務割増賃金、深夜勤務割増賃金)

第 8 条 所定勤務時間を超えて又は休日に勤務した場合には時間外勤務割増賃金又は休日勤務割増賃金を、深夜（午後10時から午前5時までの間）において勤務した場合には深夜勤務割増賃金を、それぞれ次の計算により支給する。

時間外勤務割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{手当} (\text{通勤手当は除く})}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間数 (時間外勤務)}$
休日勤務割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{手当} (\text{通勤手当は除く})}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{時間数 (休日勤務)}$
深夜勤務割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{手当} (\text{通勤手当は除く})}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{時間数 (深夜勤務)}$

2. 所定勤務時間を超えて、又は休日に勤務した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ、時間外勤務割増賃金又は休日勤務割増賃金と深夜勤務割増賃金を合計した割増賃金を支給する。

(役付手当)

第 9 条 役付手当は、職務上責任の重い管理的地位にあるスタッフを対象に次の額を支給する。

職名	支給額	職名	支給額
局長	月額 50,000円	次長	月額 10,000円
センター長	月額 20,000円		

(通勤手当)

第 10 条 通勤費は、自宅と当センターの片道距離が2km以上あり、公共交通機関または自家用車（自賠責、任意保険加入を条件）を利用する場合において、原則として非課税限度額の範囲内で各人ごとに定めた金額を支給する。ただし、非課税限度額を超えて支給する場合もある。その場合、超過分については課税通勤費として支給する。

(賞与)

第 11 条 賞与は、毎年8月10日および12月10日の賞与支給日に在籍するスタッフに対し、理事会の承認により、当センターの業績、スタッフの勤務成績等を勘案して支給する。ただし、業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある

場合には、支給日を変更し、又は支給しないことがある。

附　　則

1. この規則は、令和元年10月1日から施行する。

